

## 個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」入門

iDeCoは、2階建ての公的年金に上乗せする私的年金制度です。

### 【公的年金制度の老齢年金は2階建て】

2階の老齢厚生年金	会社等で加入する厚生年金の加入期間の長さ、給与・賞与の額に応じて負担した保険料によって年金額が決まる。
1階の老齢基礎年金	20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金または厚生年金の保険料を払うと満額になる。国民年金保険料の未納や免除・納付猶予期間があると、その分は年金額が少なくなる。

### 【iDeCoは自分で準備する私的年金】

#### 3つの税制優遇措置

- ①毎月の掛け金を払うと、所得税・住民税が安くなる。
- ②運用益に税金がかからない。
- ③老齢給付金を受けとるときも税制優遇措置がある。

#### 加入するときの留意点

- 加入手続き、積立金の運用は自分で行う。また、口座管理手数料等がかかる。
- 老後の資産形成が目的の制度なので、原則として60歳まで中途引き出しは不可。

#### 参考

日本年金機構「ねんきんネット」にアクセスすると、老齢年金の見込額の確認や試算が可能です。

#### ねんきんネット

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

iDeCoの詳細については、iDeCo公式サイトをご覧ください。

#### iDeCo

<https://www.ideco-koushiki.jp/guide/>

### 【iDeCo加入対象者の拡大と加入者数】

iDeCoは2017年1月に加入対象者が拡大され、第2号被保険者でそれまで加入できなかった人や、第3号被保険者も加入できるようになりました。拡大される前の2016年12月時点から1年2カ月で、加入者数は2.5倍を超えています。

国民年金に加入するすべての人(60歳未満)が働き方の多様化や、さまざまなライフプランに合わせてiDeCoに加入でき、老後資金を準備できます。

#### 国民年金 第1号被保険者

自営業者、学生、勤務先で厚生年金に加入していないアルバイト等

2016年12月  
第1号加入者 **77,249人**

2018年2月  
第1号加入者 **117,215人**

#### 国民年金 第2号被保険者

会社等で厚生年金に加入している人(公務員を含む)

第2号加入者 **229,065人**

第2号加入者 **678,393人**

#### 国民年金 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

—

第3号加入者 **21,640人**

2017年1月  
加入対象者を  
拡大

### 中小事業主掛金納付制度を実施できる事業主の要件

- ①民間企業で厚生年金被保険者数が100人以下であること。
- ②企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金(公的年金の厚生年金保険と異なる企業年金制度)を実施していないこと。
- ③従業員の過半数で組織する労働組合、または従業員の過半数を代表する従業員に制度を実施することについて同意を得ること。

◎この記事は2018年4月20日現在の内容です。



## iDeCo(個人型確定拠出年金) 加入者対象の 福利厚生制度とは

2018年5月から、従業員が加入する個人型確定拠出年金「iDeCo(イデコ)」に会社が掛け金を上乗せできる制度が始まりました。

**先生** 健一さんは、イデコを始めたんですね。

**健一** はい。日本年金機構の「ねんきんネット」で年金額の試算をしたのですが、老後が心配なので……。イデコは税制優遇措置があるし、月額5000円の掛け金から設定できるので気軽に始められました。

**先生** その掛け金に会社が上乗せしてくれらたら、どうでしょう？

**健一** えっ!? そんなことができるんですか？

**先生** 今年の5月から、イデコに加入する従業員に会社が掛け金を上乗せできる制度がスタートしました。

**健一** どの会社でも上乗せしてくれるのですか？

**先生** 厚生年金加入者が100人以下で、企業年金がない中小企業が対象です。会社は、対象者や掛け金などの設定を検討して制度開始の手続

**先生** この制度は「中小事業主掛金納付制度」といいます。人材確保と定着のため、福利厚生制度の一つとして導入を検討する会社もあると思いますよ。

きを行う必要があります。  
**健一** 今は自分で払っていますが、どうやって会社が掛け金を上乗せするのですか？

**先生** 会社は本人負担の掛け金を給与から控除して、上乗せ分と合わせて納付します。

**健一** 上乗せ額は、どのように決まるのでしょうか？

**先生** 上乗せは、イデコ加入者全員を対象とする方法と、職種や勤続期間で対象者を限定する方法があります。上乗せ額は、1000円〜2万2000円の範囲で設定できます。

**健一** うちの会社は、導入を検討しているのかなあ。



横山玲子 (よこやま れいこ)  
社会保険労務士  
横山玲子社会保険労務士事務所  
代表、ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>  
Twitterアカウント @mayokor